

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十三条第一項第四号の規定に基づく医療機器

(昭和三十六年二月一日)

(厚生省告示第二十一号)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十三条第一項第四号の規定に基づく医療機器

(平一七厚労告一六一・題名追加、平二六厚労告四三九・改称)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第六十三条第一項第四号の規定に基づき、次の医療機器を指定する。

- 一 エックス線フィルム
- 二 縫合糸
- 三 義歯床材料
- 四 歯科用印象材料
- 五 歯科用金属
- 六 歯科用石膏及び石膏製品
- 七 歯科用接着充填材料
- 八 歯科用ワックス
- 九 歯冠材料
- 十 コンドーム

改正文 (平成一七年三月三十一日厚生労働省告示第一六一号) 抄
平成十七年四月一日から適用する。

改正文 (平成二六年一月二日厚生労働省告示第四三九号) 抄
薬事法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から適用する。